八　経済協力に関する国際機関及び国際会議における通商経済上の経済協力に関すること（資源エネルギー庁の所掌に属するものを除く。）。
九　経済産業省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち経済協力（地域協力に係るものを除く。）に関する事務の総括に関すること。
十　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第三十二条第一項の規定による検査の実施に関すること。
第三十七条及び第三十八条を次のように改める。
（通商戦略課の所掌事務）
第三十七条　通商戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　通商戦略に関する企画及び立案に関すること。
二　通商に関する調査に関する事務の総括に関すること。
（貿易振興課の所掌事務）
第三十八条　貿易振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　貿易の振興に関すること（通商金融課の所掌に属するものを除く。）。
二　通商経済上の技術及び人材に関する協力（通商経済上の地域協力に係るものを除く。次号において同じ。）に関する協定又は取決めの実施に関すること。
三　通商経済上の技術及び人材に関する協力に関すること。
第三十八条の次に次の一条を加える。
（通商金融課の所掌事務）
第三十八条の二　通商金融課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　通商金融に関すること。
二　通商経済上の資金協力（通商経済上の地域協力に係るものを除く。次号において同じ。）に関する協定又は取決めの実施に関すること。
三　通商経済上の資金協力に関すること。
四　貿易保険に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
五　多数国間投資保証機関に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。
第四十四条中「通商機構部」を「国際経済部」に改める。
第一章第二節第三款第三目に次の一条を加える。
（経済連携課の所掌事務）
第四十四条の二　経済連携課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　経済上の連携に係る通商経済上の国際協力に関すること（資源エネルギー庁及び他課の所掌に属するものを除く。）。
二　経済産業省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち経済上の連携に関する事務の総括に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
三　通商経済上の地域協力に関する協定又は取決めの実施に関すること。
四　通商経済上の地域協力に関すること（資源エネルギー庁の所掌に属するものを除く。）。
「第四目　貿易経済協力局」を「第四目　貿易経済安全保障局」に改める。
第四十五条の見出し中「貿易経済協力局」を「貿易経済安全保障局」に改め、同条第一項中「貿易経済協力局」を「貿易経済安全保障局」に、「五課」を「二課」に、「貿易振興課
通商金融課
技術・人材協力課
投資促進課」を「経済
」に改め、同条第二項中「五課」を「四課」に改め、「安全保障貿易管理政策課」を削る。
第四十六条第一号中「貿易経済協力局」を「貿易経済安全保障局」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。
二　輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。
三　輸出及び輸入に関する総合的な調査に関すること。
第四十六条第四号から第六号までを削り、同条第七号中「前各号」を「前三号」に、「貿易経済協力局」を「貿易経済安全保障局」に改め、同号を同条第四号とする。
第四十七条から第五十条までを次のように改める。
（経済安全保障政策課の所掌事務）
第四十七条　経済安全保障政策課は、経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。
第四十八条から第五十条まで　削除
第五十一条第一号中「産業技術環境局」を「イノベーション・環境局」に改める。
第五十三条（見出しを含む。）中「安全保障貿易管理政策課」を「安全保障貿易管理課」に改め、同条第一号を次のように改める。
一　国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる外国貿易及び通商に伴う外国為替の管理に関すること（第五十一条第二号に掲げる事務に係るもの及び安全保障貿易審査課の所掌に属するものを除く。）。
第五十三条中第二号を削り、第三号を第二号とする。
第五十四条を次のように改める。
第五十四条　削除
「第五目　産業技術環境局」を「第五目　イノベーション・環境局」に改める。
第五十六条の見出し中「産業技術環境局」を「イノベーション・環境局」に改め、同条中「産業技術環境局」を「イノベーション・環境局」に、「八課」を「十課」に、「技術振興・大学連携推進課」を「イノベーション政策課
イノベーション創出新事業推進課」に、「環境政策課」を「環境政策課
脱炭素成長型経済構造移行投資促進課」に改める。
第五十七条第一号中「産業技術環境局」を「イノベーション・環境局」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。
二　経済産業省の所掌事務に関するイノベーションの創出に関する調査に関する事務の総括に関すること。
三　経済産業省の所掌事務に関するイノベーションの創出に関する総合的な調査に関すること。
第五十七条中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四　イノベーションの創出に関する国際機関及び国際会議に関する事務の総括に関すること（基準認証政策課の所掌に属するものを除く。）。
第五十七条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号及び第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号から第十四号までを三号ずつ繰り上げ、同条第十五号中「産業技術環境局」を「イノベーション・環境局」に改め、同号を同条第十二号とする。
第五十八条（見出しを含む。）中「技術振興・大学連携推進課」を「イノベーション政策課」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。
一　経済産業省の所掌に係るイノベーションの創出に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（イノベーション創出新事業推進課の所掌に属するものを除く。）。
二　経済産業省の所掌に係るイノベーションの創出に関する事務の総括に関すること。
第五十八条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とする。
第六十一条を削り、第六十条を第六十一条とする。